

岩手県告示第415号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成22年4月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 盛岡市、大船渡市、奥州市、上閉伊郡大槌町及び下閉伊郡普代村
- 2 基本測量を実施する期間 平成22年5月17日から平成23年3月18日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量(基本重力測量)